

# 会社と組合の長所を生かした

創業、起業の新事業体

**LLP(有限責任事業組合)**創設

会社と同じ有限責任、利益配分も柔軟に出来、税金も安い

秋までに施行

出資した範囲内だけしか責任を取らないですむ有限責任制で、利益の配分も出資者の話し合いで柔軟に決めることが出来、しかも税金も安いなど、従来の会社と比べていろいろ便利な新しい事業体、有限責任事業組合(略称 LLP)が創設されます。起業より廃業が多く、経済の衰退が心配される日本の現状にカツを入れて行こうという狙いです。このほど、法案が国会を通過し8月末か9月には施行される見通しです。LLPについては春ごろ、「中小企業関係税制改正の概要」の中で紹介しましたが、7月始め、大阪で経済産業省の説明会があり、より詳しい内容がわかりました。米国では過去10年に80万ものLLPが誕生しました。LLPにかかる国の期待は大きいので、改めてご紹介します。

## LLPとは何か

まず、LLPとは Limited(限られた) Liability(責任) Partnership(組合、組合契約)の略で、日本語では有限責任事業組合になります。

LLPの大きな特長は

LLPの出資者が出資額の範囲内までしか責任を負わない【有限責任】である。

出資者が自ら経営し、利益や損失の配分などを、組合員同士で柔軟に決めることができる【内部自治】を採用している。

出資者にだけ課税し、事業組合には課税しない【構成員課税】である。

の3点といえます。

もう少し具体的に述べますとー

### 【有限責任】

民法で規定されている組合は、全員が無限責任を負います。したがって、

債権者に対しては全財産をはたいても債務の支払いに応じるケースも出てきます。これではリスクが多すぎるので、組合制度の特例として、株式会社同様、出資額の範囲内だけ責任を負う有限責任性を取り入れました。

#### 【内部自治】

株式会社だと、商法で、出資した比率に応じて議決権や配当が割り当てられる規定になっています。これだと、技術力のある個人や会社は資金が少ないゆえに不利になりがちです。そこで、組合同様、融通のきく規定を出資者の合意によって決められるようにしました。

また、会社のように取締役会を設置して法律通りにやらねばならない、という各種の規制を緩め、内部組織を柔軟にしています。

#### 【構成員課税】

商法では利益をあげた株式会社に法人税を課したうえ、配当する場合は株主にも税金がかかります。しかし、LLP は本来、法人格が無いので、法人税は課せられず、組合構成員、つまり出資者にだけ課税されます。税金面で有利に計らい事業運営を楽にしてもらおうという目的です。

また、LLP の事業で損失が出た場合、出資の価値を基礎として定められる一定額の範囲内で、出資者のほかの所得と損益通算することができます。これも有利な条件になります。

### なぜ、LLP が生まれたか

現在の日本ではここ数年、企業の廃業が起業を上回っています。少子高齢化の日本と似た感じですが、多くの子供が生まれ、元気に育ってゆく社会に活気があるように、新しい時代にあった創業、起業が盛んに行われないと、その国の経済は衰退してゆくでしょう。アメリカでは 10 年前にこの有限責任事業組合が生まれ、すでに 80 万組合にも達しています。英国でも類似した事業体が 2000 年に誕生、すでに 1 万を数えているということです。日本でも多数の LLP 誕生が期待されています。

### どういう分野に活用できるか

LLP は法人と個人、法人同士、個人同士が連携して行う営利目的の共同組織で、大企業、中小企業同士の共同研究開発、共同生産、協同販売などベンチャー企業や中小、中堅企業と大企業の連携（ロボットやバイオテクノロジーの研究開発など）異業種の企業同士の共同事業 産学連携、専門人材が行う共同事業（IT や企業支援サービスなど）などに適していると考えられます。

また、農業やまちづくりといった分野にもこの LLP が検討されています。

### どのように立ち上げるか

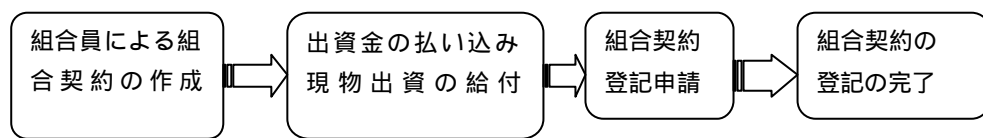
組合員がまず、LLP 契約（有限責任事業組合契約）を締結する。  
契約書に記載した出資金を全額払い込む（現物出資の場合はその全部の給  
付をする）

事務所の所在地を管轄する法務局で組合契約の登記をする。

この場合、会社と違って、公証人による定款認証の手続きが要らないため、  
金と時間が節約できます。経済産業省などの認定とか許認可も不要です。

LLP での事業立ち上げに際しては、LLP 契約の登記の際の登録免許税 6 万  
円と登録申請書類の審査にかかる 1 週間か 10 日の期間を待たなければなり  
ません。但し、契約書作成などで弁護士等に依頼した場合は当然、別途、弁  
護士等に報酬を支払わねばなりません。

LLP 設立手続きの流れ



設立まで約 10 日間 登録免許税:6 万円

## LLP 契約の登記はどのようにするか

LLP 契約の登記は、契約の原本と出資の払い込みを証明する書面と各組合員  
の印鑑証明などを持参し、事務所所在地を管轄する法務局で申請します。

登記簿記載事項は 組合の事業 組合の名称 組合事務所の所在場所 組合員  
の氏名又は名称（法人の場合）及び住所 組合契約の効力が発生する年月日  
組合の存続期間 組合員が法人の場合の職務執行者 組合契約で特に解散事由  
を定めた時はその事由、となっています。

## 出資について

LLP の出資金の額に下限はありません。1 円以上であればよいのですが、組  
合を作るのですから、複数の構成員がいるので 2 円以上ということになります。

現物出資は会社設立の場合と同様、貸借対照表上に計上可能なものなら、可  
能です。もちろん、知的財産権の出資もできます。

## 運営について

会社のように株主総会とか社員総会といった機関を置く必要が無いため、意  
思決定は原則として組合員全員の一致で行います。といっても、これは原則で

あって、過半数とか三分の一以上で決する、といった方法を採用することもできます。但し、法の規定により、「重要な財産の処分及び譲り受け」と「多額の借財」については全員一致か組合員の3分の2以上の同意が必要です。

## 業務執行の全員参加原則

LLPは組合契約に基づき、組合員全員がその能力などを生かしながら共通目的に向かって共同事業をする制度の必要性から生まれたものです。したがって、組合員全員の業務執行への参加を義務付けています。出資だけの組合員は排除されています。とはいうものの、共同で行うべき部分を満たす範囲で、各組合員の業務分担や権限は柔軟に決定することが出来ます。

## その他

損益分配の取り決めは総組合員の同意により、書面で分配の割合を定め、その割合を定めた理由を記載します。

組合員の新規加入は組合員全員一致で決めます。脱退は原則として、やむをえない場合のみ可能となっています。組合員としての地位を第三者に譲渡することは、他の組合員全員の一致が得られれば可能としています。

## 会社形態に組織変更できるのか

LLPは民法組合の特例制度であり、法人格を持たないため、会社形態への組織変更はできません。外部から資金を集めるため株式会社などに変更するときには、LLPを解散し、新たに会社を設立する必要があります。

## 外部との関係

債権者保護のため、取引相手はそのLLPの中身を事前に知ることができるよう組合契約の登記の義務付けや財務データの開示を求めているほか、債務超過時の分配禁止規定などを課しています。また、契約は組合員の肩書きの付いた名義で結ぶこととなりますが、契約の効果はLLPの全組合員に及ぶこととなります。

財産は組合員全員の合有財産となります。合有財産とは、共同目的のため複数人が結合していることから、分割したり持分処分ができない共有財産で、分割できない旨の登記を行います。

また、債権者は、組合員固有の債務に対し、組合財産を差し押さえできないことになっています。特許など知的財産も合有になり、その旨を表示することになります。

まとめ (株)大阪彩都総合研究所

橋本 剛